

行政法講座

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政法の全体像を把握することで、地方公務員に必須の法的判断力を高める。

- 行政法の基本的な考え方を学びます。
- 行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得します。
- 公務員としての職務遂行能力の向上を図ります。

期日	1日目	平成30年 1月11日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分	講師	学識経験者
	2日目	平成30年 1月12日(金) 9時30分～16時30分		
	3日目	平成30年 1月18日(木) 9時30分～16時30分		
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室			
対象	一般職員 行政法に関する実務を担当しており基本の考え方を学びたい といった方		計画 人員	42人

研修の概要

行政法の基本的な考え方について、行政実例や判例を交えながら学習するとともに、行政法関係法規の解釈や運用についての知識を習得し、実務的な職務遂行能力の向上を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 オリエン テーション		行政法総論（講義）				
				休憩				
2日目	行政手続法，行政不服審査法（講義）							
				休憩				
3日目	行政事件訴訟法（講義・演習）							閉 講
				休憩				

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 行政不服審査法について、具体的な話を聞くことができ、たいへん参考になった。
- ・ 具体的な事例を交えての講義だったので、イメージをつかみやすかった。
- ・ 業務で扱う法の考え方など、幅広く学ぶことができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
- ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>